

第16章 融 資 制 度

1 市融資制度

制 度 名	中小企業未来資金保証融資制度	工場設置融資制度
対 象 企 業	<p>市内で同一事業を1年以上営み、その経営が健全であり、かつ市税を完納しており、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者で県信用保証協会の信用保証を受けられる方</p> <p>※「セーフティネット保証」「東日本大震災復興緊急保証」を利用する場合は会津若松市長の認定を受ける必要がある。</p>	<p>会津若松市企業立地促進条例第3条第1項に定める地域に工場等を新設、増設、移転する中小企業</p>
資 金 使 途	<p>運転資金及び設備資金</p>	<p>設備資金（土地の購入含む）</p>
融 資 限 度 額	<p>2,000 万円</p>	<p>1 億円</p>
償 還 期 間	<p>運転資金 10 年以内 設備資金 10 年以内 (3 年以内の据置可能)</p>	<p>15 年以内 (1 年以内の据置可能)</p>
融 資 利 率	<p>5 年以内 年 2.2%以内（※年 1.7%以内） 5 年超 7 年以内 年 2.3%以内（※年 1.8%以内） 7 年超 10 年以内 年 2.4%以内（※年 1.9%以内） ※「セーフティネット保証」または「東日本大震災復興緊急保証」利用時の金利</p>	<p>5 年以内 年 2.0%以内 5 年超 10 年以内 年 2.2%以内 10 年超 15 年以内 年 2.5%以内 (保証協会保証付の場合は 0.1%割引)</p>
信 用 保 証 料 率	<p>保証協会の所定の扱いによる</p>	<p>保証協会の所定の扱いによる</p>
担 保 ・ 保 証 人	<p>担 保：必要に応じて 保 証 人：必要に応じて</p>	<p>金融機関の所定の扱いによる</p>
申 込 先 ・ 申 込 時 期	<p>市内金融機関・随時</p>	<p>市内金融機関・随時</p>

制 度 名	会津漆器協同組合融資制度
対 象 企 業	会津漆器協同組合会員
資 金 使 途	手形割引
融 資 限 度 額	700 万円
融 資 利 率	年 2.0% (割引率)
申 込 先 ・ 申 込 時 期	市内各金融機関・随時

2 融資に係る市補助制度

信用保証料補助制度

制 度 名	中小企業未来資金保証融資制度信用保証料補助金交付制度
申請資格要件	中小企業未来資金保証融資制度に基づいて融資を受けている中小企業者
補 助 対 象	信用保証料
補 助 内 容	福島県信用保証協会に納付した信用保証料の全額（千円未満切捨）を補助。 ※ただし、令和6年3月31日までに融資を受けたものに限る
申 請 先	商 工 課

制 度 名	創業支援信用保証料補助金交付制度
申請資格要件	福島県起業家支援保証制度要綱中の創業等関連保証枠又は創業関連保証枠 を利用し融資を受け、創業後1年以内の中小企業者
補 助 対 象	信用保証料
補 助 内 容	福島県信用保証協会に納付した信用保証料の4分の3の額（千円未満切捨） を補助。
申 請 先	商 工 課

3 市融資制度の利用状況

融資制度名	令和2年度				令和3年度				令和4年度				備考						
	預託額	運用 倍率	融資額		預託額	運用 倍率	融資額		預託額	運用 倍率	融資額			融資残高 金額(千円)					
			件数	金額(千円)			件数	金額(千円)			件数	金額(千円)			件数	金額(千円)			
中小企業未来資金保証融資制度	600,000	4	30	99,555	223	508,989	600,000	4	71	354,300	211	588,750	600,000	4	97	663,910	243	976,805	3月末現在
工場設置融資制度	2,200	3	0	0	1	784	300	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3月末現在
会津漆器協同組合融資制度	10,000	4	40	20,042	13	7,954	10,000	4	35	16,992	14	6,419	10,000	4	38	14,862	10	4,288	3月末現在
中小企業等協同組合融資制度	75,000	—	76	3,730,000	144	5,913,000	75,000	—	—	—	140	5,896,000	75,000	—	—	—	—	—	3月末現在